

## 産業医科大学発明委員会細則

(平成13年4月25日 産医大内達第2号)  
最終改正 平成20年3月31日 内達第13号

### (目的)

第1条 この細則は、産学連携・知的財産本部規程第3条第9項の規定に基づき、発明委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 教職員等の発明が職務発明に該当するか否かに関すること。
- 二 職務発明であると認定された発明等について、学校法人で活用することの可否についての評価及び選別に関すること。
- 三 発明者からの異議申立てに関すること。

2 委員会は、前項各号に掲げる事項について審議するときは、当該発明に至る研究等に関する契約内容及び研究過程等を考慮し審議するものとする。

### (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもつて組織する。

- 一 医学部教授会から選出された基礎医学系教授 1名
- 二 医学部教授会から選出された臨床医学系教授 1名
- 三 産業保健学部教授会から選出された教授 1名
- 四 産業生態科学研究所教授会から選出された教授 1名
- 五 学長が必要と認めた者 1名
- 六 事務局長 1名
- 七 知的財産アドバイザー 1名
- 八 産学連携・知的財産担当教員 1名

2 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

4 第1号から第5号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

5 委員会の委員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第4条 委員長は、産学連携・知的財産本部長の諮問に基づき委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席により成立する。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもつて成立し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長が特に必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

5 委員から提出のあつた発明届に関する審議には、当該委員は出席することができない。

### (庶務)

第5条 委員会に関する庶務は、大学事務部産学連携・研究助成課において行う。

### 附 則

1 この細則は、平成13年5月1日から施行する。

2 第3条第1項第1号から第5号の規定により最初に選出される委員の任期の開始は、この細則の施行の日とし、その任期は第3条第4項の規定にかかわらず平成15年3月31日までとする。

附 則（平成18年3月31日内達第9号）

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日内達第13号）

この細則は、平成20年4月1日から施行する。